

令和4年9月16日  
経済環境委員会資料  
農林水産部

目次

【報告事項】

- 1 農業集落排水事業特別会計の企業会計への移行について…………… 1 頁

# 農業集落排水事業特別会計の企業会計への移行について

[農村整備課]

## 1 目的

施設の老朽化対策に必要な費用の増加や人口減少に伴う使用料収入の減少など、経営環境が厳しさを増す中、自らの経営状況を正確に把握した上で、経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法を適用した企業会計へ移行するもの。

## 2 経緯

平成27年1月：総務省より「できる限り移行するよう」要請  
経営基盤の強化について調査・検討を開始

平成31年1月：改めて、総務省より「令和5年度末まで移行するよう」  
要請

令和3年4月～：本格的な移行業務に着手

## 3 移行業務の取り組み

(1) 令和3年度業務[地方公営企業法適用基礎調査業務委託 6,600千円]

固定資産の把握などの「基礎調査」に加え、地方公営企業法の適用方針やシステム導入検討など「基本計画」の策定を行った。

<地方公営企業法の適用方針>

①適用方針 「一部適用」  
(地方公営企業法に基づく財務規定等のみの適用)

②適用理由 最小限の人員体制で、経営成績や財政状況など、自らの経営状況のよりの確な把握が可能になるという本来の目的を満たすことができ、さらに、人事・契約等にかかる業務量の増加を抑えることができるため。

③適用開始時期 令和6年4月1日

(2) 令和4・5年度業務[地方公営企業会計適用支援業務委託 25,850千円]

<主な作業項目>

- ・ 固定資産の評価（保有資産価値の把握）
- ・ 企業会計システム及び固定資産管理システムの構築
- ・ 設置条例や会計規則等の新規制定及び特別会計条例等の改正
- ・ 財務諸表、打切決算の書類作成準備
- ・ 職員研修の実施
- ・ 関係部局との協議・調整  
（情報システム課、財政課、出納課、上下水道局等）